

舞鶴市監査委員告示第4号

地方自治法第199条の規定により、監査基準に関する規程に準拠して行政監査を行ったので、その結果を及び措置状況について下記のとおり公表する。

令和6年3月26日

舞鶴市監査委員 今西 克己

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎

記

行政監査の結果報告及び措置状況

1 監査の種類

行政監査（同条第2項）

2 監査の対象

- (1) 対象項目 市が行う任意団体（外部団体）に関する事務
- (2) 対象課 政策推進部、総務部、上下水道部、市民病院、産業振興部、建設部、教育振興部、会計管理者、監査委員事務局

3 監査の着眼点

市に事務局がある任意団体の会計事務について、関係法令等を遵守して適正に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の主な実施内容

監査基準に関する規程第15条に規定する監査等の手続及び第16条の実施すべき監査等の手続の適用により、関係職員から聴取を行うなど、通常の方法により実施した。

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局
- (2) 日 程 令和5年10月10日から令和6年3月22日まで

6 監査の意見及び結果

- (1) 意見 任意団体に関する会計事務は、概ね適切に行われていた。任意団体の財務は市の会計統制の範囲外で財政課や会計課の確認がないので、各所管課は外部団体会計指針に沿って、外部の監事の確認を受けるなど適正な財務の継続に努められたい。
- (2) 結果 次の行政監査結果報告書兼措置状況通知書のとおり

行政監査結果報告書兼措置状況通知書

・対象課及び団体 企画政策課 舞鶴市公共交通ネットワーク会議

・期間 令和5年10月10日～11月6日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○印紙税 契約書に貼付する印紙税に相当する額が支出された形跡がないので、法令に沿って対応されたい。</p> <p>○会計処理規程 会計処理規程等が定められていないようなので、団体事務の透明性・公正性確保の観点から、整備を行うことが望ましい。</p>	<p>会計処理規程を整備し、適切な事務処理に努めます。</p>

・対象課及び団体 移住・定住促進課 舞鶴市移住定住促進協議会

・期間 令和5年10月10日～11月15日

<p>○促進住宅整備事業 （1）事業にかかる検査調書に関し、市長に報告しているが、任意団体の会長あてに報告すべきである。検査の基準とした書類に見積書等とあるが、「舞鶴市居住促進住宅の整備に係る住宅改修工事請負契約約款」では設計図書である。また、高額の工事契約については、事務職員が検査をすることにリスクがないか検討を願う。 （2）工事請負契約書に関し、同約款に定める現場代理人等の通知が見当たらない。契約書には前払金有りとしているが、前払金が支払われた形跡はない。特約条項にかかる別紙記載もなく、一部の設計図書も見当たらない。適正な契約に基づく、業務管理をされたい。</p>	<p>（1）検査調書については、報告先は会長あてに改め、検査者については、知識のある協議会委員が同席した上で検査を行っているため、今後書類上でも検査者を委員とします。 （2）適正な業務管理に努めます。</p>
---	--

・対象課及び団体 農林水産振興課 舞鶴市有害鳥獣対策協議会、舞鶴市水産協会
舞鶴市農業振興協議会、京都府土地改良事業団連合会舞鶴支部

・期間 令和5年12月4日～令和6年1月23日

舞鶴市有害鳥獣対策協議会	
<p>○源泉徴収 報酬に係る所得税等の源泉徴収税額相当分を算定しているが、本人の申告を前提に徴収していない。任意団体であっても源泉徴収義務者となるため、実施されたい。</p>	<p>源泉徴収を行ってまいります。</p>
舞鶴市水産協会	
<p>○財務諸表 （1）貸借対照表に電話加入権が計上されている。電話加入権については、取得した当時は一定の時価が見込まれたが携帯電話が普及した現在は殆ど時価がなく、将来キャッシュフローを期待できるものでない。現状</p>	<p>（1）現在使用中の電話がある以上、計上しておかなければならないと、税理士から助言がありました。</p>

<p>を確認の上、会計基準に沿った検討を願う。(公益法人会計基準)</p> <p>(2) 貸借対照表及び総勘定元帳の正味財産について、記載が見当たらないので追加が必要である。</p>	<p>(2) 税理士と相談し、適正に対応いたします。</p>
<p>○業務分担</p> <p>市業務と協会業務は密接に関係しており多くの業務が事務局で実施されているが、それぞれの業務の線引きについて明確にされたい。</p>	<p>事務等の支援のあり方について、人事課と調整し、職務専念義務の免除等手続きについて整理してまいります。</p>

- ・対象課及び団体 産業創造・雇用促進課 まいづる就職フェア実行委員会、舞鶴市雇用対策協議会
- ・期間 令和5年12月4日～令和6年1月17日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○請求書</p> <p>請求書の宛名が団体名ではなく、市（担当課）になっているものが見受けられる。発注元が団体か市か混乱する恐れがあるため、発注時に業者へ正確に伝え、請求書に団体分だと分かるよう表記されたい。</p>	<p>発注元が明確に分かるよう業者に正確に伝え、請求書に団体分だと分かるよう表記されるよう対応します。</p>
<p>○支払処理</p> <p>支出命令書に振込受付書の控えや相手方の受領書等が添付されていないため、現金の動きが明確でない。</p>	<p>振込受付書の控えや相手方の受領書等が添付されるよう対応します。</p>
<p>○金銭出納簿</p> <p>金銭出納簿が作成されていない。金銭出納事務については「外部団体会計指針」にあるように、預金通帳及び金銭出納簿を基本とする出入金方式とされたいため、帳簿の整理を適正にされたい。</p>	<p>「外部団体会計指針」に沿って、金銭出納簿を作成してまいります。</p>

- ・対象課及び団体 舞鶴引揚記念館 舞鶴市世界記憶遺産保存活用推進委員会
- ・期間 令和5年12月18日～令和6年1月22日

<p>○補助金</p> <p>短期アルバイトに係る源泉所得税に繰り越しがあった。源泉徴収は納期限に基づき速やかに処理するとともに、年度末には補助金の報告期限も考慮して処理されたい。積算に源泉徴収税額表の月額表を採用しているが、日額表によるので確認されたい。</p> <p>また、労働者災害補償保険に係る支出が見当たらない。労働災害に対応できるように労災保険に加入するか、別の手法を検討されたい。</p>	<p>アルバイト料の源泉所得税は、日額表による計算に改め、速やかに納付します。また、労働者災害補償保険加入についても改善してまいります。</p>
---	--

指摘・要望事項なし

農林水産振興課 舞鶴市農業振興協議会及び京都府土地改良事業団連合会舞鶴支部